

萩野小学校いじめ防止基本方針

越前町立萩野小学校

越前町立萩野小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月2日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、越前町立萩野小学校の全児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、「自分自身を大切にし、多様性を認め、他者を思いやる心」と「勇気を持って行動できる実践力」を育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」「いじめを認識しながらこれを放置しないこと」「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」「相手が心身の苦痛を感じていたらそれはいじめであること」について、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に十分着目する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

道徳科の授業および教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思い

やりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

（２）学校評価への位置づけ

「自ら学び、ともに生きる」をスクールプランに位置づけ、道徳教育、ポジティブ教育、人権教育の充実を図り、評価、改善を行う。

（３）いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・道徳教育の充実を図る。（教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、道徳的实践力を高める。）
- ・ポジティブ教育の研修と実践を通して、児童の多様性を認める心や社会性を養う。
- ・人権に関する意識、態度、行動力を高める取り組みを行う。

○児童の主体的活動の充実

自治力を高める係活動や委員会活動を計画実践し、振り返りを通して、よさや新たな取り組みを生み出す。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

（４）いじめの早期発見

○児童に対する心のアンケートの実施

児童に対する心のアンケートを実施し、それをもとに個人面談を行い、いじめ等の早期発見に努める。

○保護者に対するいじめ調査の実施

定期的に保護者に対するいじめ調査を実施する。家庭訪問や電話連絡を通して日ごろから保護者との情報交換を密にすることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○教員同士の情報の共有

月１回以上、職員会議等の時間を活用し、児童に関する情報交換会を実施する。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

（５）いじめの事案対処（チームによる対応）

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保する。とともに、いじめたと

される児童に対して事実と背景を確認した上で、適切な指導を行う。いじめを受けた児童の保護者に事実と今後の対応を伝え、支援を継続する。加害児童の保護者に事実と指導内容を伝え、保護者とともに児童の成長と改善に継続的に関わる。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、重大事態ととらえ、教育委員会へ報告するとともに、必要な調査を教育委員会の指導・助言のもとに行う。

調査を教育委員会が行う場合は、指示のもと資料の提出など調査に協力する。

【重大事態の例】

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な障害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

○学校主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

- ・いじめ対策委員会のメンバーに、学級担任などの関係教員と、必要に応じて外部人材を加えて組織する。



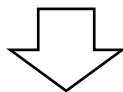
調査組織で事実関係について調査

- ・事実関係を網羅的に明確にする。
- ・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
- ・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
- ・事実をしっかり向き合う。



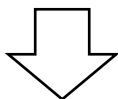
いじめを受けた児童とその保護者に情報を提供

- ・明らかになった事実関係に関する情報を提供する。
- ・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた児童やその保護者に提供することがあることを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。



調査結果を教育委員会に報告

- ・明らかになった事実関係に関する情報を報告する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。



調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会の指導・助言等に基づいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象に、「いじめ対応サポート班」を中心とした継続的な支援・指導を行う。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの未然防止について、指導方針や日頃からの方策などを協議し、職員会議で全職員に提示して共通理解を図る。

- ・いじめ防止に向けた具体的な年間活動計画の立案
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の企画立案
- ・いじめ発見のためのチェックシステムづくり
- ・教職員の校内研修のための資料収集・作成
- ・いじめ発見のための情報交換と連絡体制づくり
- ・定期的な面談やアンケートの実施
- ・学校のいじめ問題等に対する取り組みの点検
- ・いじめ事案発生の際の「いじめ対応サポート班」立ち上げ指示

(2) いじめ対応サポート班

○いじめ事案に対する対応策を速やかに協議し、対応する。

- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域社会との連携
- ・関係機関との連携

萩野小学校

いじめ対策委員会（常設）

校長（リーダー）

教頭

生徒指導主事、保健主事
教育相談担当、養護教諭

いじめの情報

生き方部会

・未然防止等に向けた取り組み

職員会議

・方針の周知
・情報の共有

報告
連絡
相談

認知

いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事（コーディネーター）

校長、教頭、保健主事、教育相談担当、
養護教諭、学級担任

P T A

教育委員会

指導主事

スクールカウンセラー
スクールソーシャル
ワーカー
相談員

関係機関

	教員の動き等	児童の活動等						児童会
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・情報交換 職員会議 ・方針の周知 ・意識点検 PTA総会 ・基本方針の公表 (ホームページ) 家庭訪問	縦割り班活動スタート（仲間づくり）・学級の係、委員会決め 清掃・なかよし活動（全校マラソン）1年生を迎える会・アセス						
5月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・情報交換 校内研修 ・人権教育研修 ・生徒指導研修会	委員会活動 自主的な活動・あいさつ運動 人権集会・ポジティブ教育に関する取り組み さつまいもの苗植え 元気アップカード（生活習慣） なかよし活動（全校マラソン リレー・話し合い集会・全校校外学習）心のアンケート・いじめアンケート・教育相談週間						生活委員会
6月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・情報交換 授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ケース会議 ・SC, 教育相談員を交えて	なかよし活動（全校マラソン リレー・話し合い集会） ・修学旅行 ・絆づくり・自主的活動						あいさつ運動 ぽかぽか言葉集め

	教員の動き等	児童の活動等						児童会
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
7月	いじめ対策委員会 ・1学期の振り返り 保護者会 ・情報や意見収集				・絆づくり・自主的活動			【年間】 生 活 委員会 はぎのの木を育てよう あいさつ運動
8月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・2学期に向けて 職員会議 ・重点事項確認							
9月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握				人権集会・学級の係、委員会ふり回り なかよし活動（全校リレー 綱引き・話し合い集会）ポジティブ教育に関する取り組み 元気アップカード（生活習慣） 心のアンケート・いじめアンケート・教育相談週間 学級の係			生 活 委員会 あいさつ運動 力いっぱいやりぬこう

	教員の動き等	児童の活動等						児童会
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
10月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握 公開授業 校内研修会 ・人権教育研修	なかよし活動（全校マラソン リレー 綱引き・話し合い集会）班活動による仲間意識の育成 野菜の収穫（ボランティア先生との共同作業） メディアアンケート・校内マラソン大会 体育大会・委員会決め						【年間】生活委員会 あいさつ運動 ・宿泊研修 ・絆づくり・自主的活動
11月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握 授業研究 ・授業改善 ・学習規律	なかよし活動（大なわ・話し合い集会・全校校外学習） 元気アップカード（メディア） 心のアンケート・教育相談週間						
12月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて 保護者会 ・情報や意見収	人権集会 なかよし活動（大なわ） 健康集会（生活習慣の振り返り） ポジティブ教育に関する取り組み						

	教員の動き等	児童の活動等						児童会
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
1月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握 職員会議 ・重点事項の確認	なかよし活動（大なわ・話し合い集会） 元気アップカード（生活習慣）						【年間】 生 活 委員会 はぎのの木を育てよう あいさつ運動
2月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	心のアンケート・教育相談週間・学級の係、委員会ふり回り なわとび大会 ・連帯意識の高揚（大縄跳びは縦割り班対抗） なかよし活動（大なわ・話し合い集会） ポジティブ教育に関する取り組み・メディアアンケート						
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 職員会議 ・課題確認 ・計画確認	6年生を送る会 ・卒業生に感謝の心を込めて 卒業式 閉校式						